

監督指導において 違法な長時間労働を認めた事例

山形労働局では、長時間労働が疑われる事業場に対して重点的な監督指導を実施しています。監督指導において違法な長時間労働が行われていたとして、県内の労働基準監督署が指導を行った事例を紹介します。

事例 1（接客娯楽業）

立入調査で把握した事実

- ① 旅館業を営む事業場（労働者約40人）で勤務する労働者からの、長時間労働の実態があるという情報に基づき、立入調査を実施した。
- ② 労働者3人について、業務量に比して人員体制が不十分であったことから、**最長で1か月当たり188時間**の違法な時間外・休日労働が認められた。36協定は締結していなかった。
- ③ 管理監督者と位置付けていた一部の労働者について、管理監督者性を認めるに足りる十分な権限や実態等が認められなかった。

労働基準監督署の指導

- ◆ **長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと**
 - ・ 36協定の締結なしに時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条及び35条違反）
 - ・ 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導
 - ・ 面接指導の実施体制の整備等、過重労働による健康障害防止対策を講じるよう指導
- ◆ **管理監督者の不適切な運用**
 - ・ 実態として管理監督者ではない労働者に対し、時間外労働に対する割増賃金を支払っていないことについて是正勧告（労働基準法第37条）
 - ・ 他の労働者と同様に原則的な労働時間の管理を行うよう指導

事例 2（小売業）

立入調査で把握した事実

- ① 食料品販売店（労働者約30名）で勤務する労働者からの、長時間労働の実態があるとの情報に基づき、立入調査を実施した。
- ② 労働者2名について、突発的な業務量の増加及び人員不足により、36協定で定めた上限時間（月42時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限時間（月100時間未満）を超える、**最長で1か月当たり153時間**の違法な時間外・休日労働が認められた。また、36協定で定めた上限時間を超えて労働させる場合の手続を行っていなかった。
- ③ 一部の労働者について労働時間の記録が一切なく、労働時間を適正に把握していなかった。

労働基準監督署の指導

◆ 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- ・ 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ・ 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条第6項違反）
- ・ 36協定で定めた上限時間を超えて労働させる場合は、当該協定で定めた手続（労働者への申し入れ）を行うよう指導
- ・ 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導
- ・ 面接指導の実施体制の整備等、過重労働による健康障害防止対策を講じるよう指導

◆ 労働時間を適正に把握していなかったこと

- ・ 日々の始業・終業時刻を確認・記録することにより労働時間を適正に把握し、その結果を定期的に報告するよう指導
- ・ 不払となっている割増賃金の有無について調査を行い、不払が生じている場合には必要な割増賃金を支払うよう指導

事例 3（製造業）

立入調査で把握した事実

- ① 各種情報から、時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えていることが疑われたことから、クリーニング業を営む事業場（労働者約65人）に立入調査を実施した。
- ② 労働者11人について、突発的な業務繁忙及び人手不足により、36協定で定めた上限時間（月45時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限時間（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える、**最長で1か月当たり181時間**の違法な時間外・休日労働が認められた。
- ③ 衛生委員会において、長時間労働による労働者の健康障害防止を図るための対策の樹立に関することについて調査審議されていなかった。

労働基準監督署の指導

◆ 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- ・ 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ・ 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条第6項違反）
- ・ 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

◆ 衛生委員会における調査審議等がされていなかったこと

- ・ 衛生委員会において、長時間労働による労働者の健康障害防止を図るための対策の樹立に関することについて調査審議されていなかったことについて是正勧告（労働安全衛生法第18条第1項第4号違反）